

令和 4 (2022) 年以降も 20 歳で成人式を開催

成年年齢引下げとなる令和 4 (2022) 年以降も、「20 歳」を対象に成人式を開催します。本市にゆかりのある若者の人生の節目を、市民をあげて祝うとともに、成人式を通じて、本市を離れた若者が同級生、家族、地域と交流し、郷土への愛着や誇りを醸成する良い機会と捉え、Uターンや定住の促進につなげます。

1 対象年齢

前年度中に 20 歳を迎えた方

2 名称

二十歳のつどい

3 開催日

5 月 3 日

平成 7 (1995) 年度から、穏やかな気候となる時季で大型連休と重なり、参加しやすい日として 5 月 3 日を開催日としています。

4 決定期由

- (1) 本市を離れた若者にとって、成人式の開催が同級生、家族、地域と交流する機会となっており、そのことが郷土への愛着や誇りを醸成することにつながり、ひいてはUターンや定住の動機となりうると考え、その時期として「20 歳」が適当であると判断した。
- (2) 進学や就職で忙しい時期ではなく、比較的落ち着いた環境で参加いただける時期として「20 歳」が適当である。
- (3) 「20 歳」での実施が定着しており、国の世論調査等においても「20 歳」での実施を支持する割合が高い。